

改正

消費税率の引き上げにより
4月1日から使用料などを改正します

☎ 信濃町役場代表 ☎ (255) 3111

4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。これにより、4月1日から町の使用料などを改正します。

町では、消費税率の引き上げにより、文化・体育施設などの公共施設、道路などの使用・占用に伴う使用料、ゴミ処理などに伴う手数料、指定管理者導入施設の利用料金、その他水道料金や下水道使用料などを改正します。

なぜ消費税増税で改正なの？

公共施設の使用料などは、消費税の課税対象で、消費税を含んでいる扱いとなっています。今回の改正は、各種証明手数料など非課税扱いとなるものなどの一部を除き、消費税率の増税分3%を転嫁するものです。

どの料金が変わるの？

【転嫁するもの】
公共施設の使用料・利用料・一部の手数料や水道料金、下水道使用料など（下表を参照ください。）

【転嫁しないもの】
各種証明手数料など非課税扱いとなるものなど

問合せ先
改正後の使用料など詳細は、各施設や担当係へお問合せください。

対象	問い合わせ/電話
ふれあい広場しなの いこいの家・スポーツ施設の使用料	教育委員会 生涯学習係 255-5923
総合体育館・地区体育館・グラウンド・テニスコート使用料・電灯使用料	
公民館(野尻湖支館・古間支館・富士里支館・柏原支館)使用料	
総合会館使用料	教育委員会 総務教育係 255-5923
信濃小中学校施設使用料・電灯・暖房使用料	
地域交流施設使用料	建設水道課 建設係 255-5922
公共物使用料	
道路の占用料	建設水道課 水道係 255-2962
水道料金	
給水装置新設負担金	建設水道課 下水道係 255-3002
下水道使用料	
農業集落排水処理施設使用料	
特定環境保全公共下水道使用料	住民福祉課 環境係 255-5924
個別排水処理施設使用料	
一般廃棄物 処理手数料(し尿等処理手数料)	産業観光課 商工観光係 255-3114
黒姫陸上競技場使用料	
スポーツ施設・農村広場施設使用料	産業観光課 家畜診療所 255-6822
家畜診療所手数料	
堆肥センター利用料等	産業観光課 農林畜産係 255-3113
牧場預託料	
信越病院(文書料・診断料・面談料・個室使用料・付添人寝具使用料・自動車使用料・松葉杖使用料)	信越病院 255-3100

消費税の適正な転嫁

今回の消費税の引き上げに対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁をサポートするため、「消費税転化対策特別措置法」が施行されました。

- ❑ 禁止事項
買ったたき/減額/商品購入、役務利用又は利用提供の要請
- ❑ 消費税の転嫁を阻害する表示の禁止
- ❑ 「総額表示義務」に特例措置

【消費税の転嫁に関する相談窓口のご案内】
総務課 税務係
☎ (255) 5921

国保

国民健康保険に加入する70歳から74歳の方へ
医療費の自己負担割合が変わります

☎ 住民福祉課 住民国保年金係 ☎ (255) 6820

平成26年4月から、あらたに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

自己負担割合について

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担になっていました。平成26年度からより公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たり、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、負担割合の変更を次のように段階的に実施することとなりました。

平成26年4月から、あらたに70歳になる人で所得区分が現役並み所得者以外の人の窓口負担が2割に変更になります。

ただし、既に70歳になっている人の窓口負担は1割から2割に変更される予定でしたが、引き続き1割に据え置かれます。

高齢受給者証の送付

4月1日までに70歳になる方は、新しい高齢受給者証を3月末までにお送りします。4月2日以降に70歳になる方は、誕生日の月末までにお送りします(翌月から窓口負担が2割になります。)

所得区分	対象となる人	窓口負担
一般・低所得 I・低所得 II	昭和19年4月1日までに生まれた人 (4月1日現在70歳になっている人)	1割
	昭和19年4月2日以降に生まれた人 (あらたに70歳になる人)	2割
現役並み所得者	同じ世帯に課税所得145万円以上で70歳から74歳までの国保被保険者がいる人	3割

高校

高等学校の授業料の制度が改正されます
授業料が不徴収から原則徴収へ

☎ 教育委員会 総務教育係 ☎ (255) 5923

高等学校の授業料の制度が改正され、平成26年4月に入学する生徒から適用となります。

現行制度の不徴収による授業料原則無償から、授業料の原則徴収に変わります。新制度でも、収入が一定額未満の世帯には、国から支給される「就学支援金」により実

質無償となります。現在、高等学校に在学している生徒の授業料は、引き続き現行制度(公立高等学校については原則無償)が適用されます。

☎ 公立高等学校授業料の問合せ先・長野県教育委員会事務局 高校教育課 総務係 ☎ (235) 7428 / ☎ 私立高等学校就学支援金制度の問合せ先・長野県総務部 情報公開・私学課 私立学係 ☎ (235) 7058

募集

「赤十字救急法救急員」養成講習会を実施
養成講習会の受講者を募集します

☎ 産業観光課 癒しの森・企業誘致係 ☎ (255) 5925

「赤十字救急法救急員」は日本赤十字社による技術認定資格であり、日常生活だけでなく災害時や緊急時のボランティア活動にも役立ちます。ぜひご参加ください。

- 日時【3回、全て参加が必要です】
第1回 4月5日(土) 9時~16時
第2回 4月6日(日) 9時~16時
第3回 4月13日(日) 9時~12時
- 受講資格 満15歳以上の者
- 受講費用 3,000円
- 募集期間 3月3日(日)~3月20日(日)
- 募集定員 30名
- 場所 町役場 第1・2会議室

転出

転出・就職など、引っ越しのシーズン 町外への引越しには転出届が必要です

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

転出届は引越しをする前に出していたくようお願いします。

転出届の提出

転出届は引越し予定日の約2週間前から受け付けています。手続きの際に提出する転出証明書は引越し先の市区町村にご提出ください。

②①の人から委任された代理人ができます。(※代理人申請の場合は委任状が必要です)

住民基本台帳カード(※有効期限内)をお持ちの方は、転出証明書をお渡ししない代わりに、転入手続きの際「住基カード」を持参する必要があります。

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

届出は、①本人・同一世帯員、

国保

進学・就職・退職をされた皆様 国民健康保険の手続きをお忘れなく

町住民福祉課 住民国保年金係 ☎(255)6820

進学、就職などで異動が多い春。国民健康保険の資格を喪失したり、新たに加入したりする場合は、手続きが必要です。

進学される方

進学のため転出される(住所を異動する)場合は、国保の窓口へ届出をお願いいたします。

届出がないと、信濃町国保の資格を喪失する場合があります。また、修学を終えたらその旨の届出も必ず行なってください。

なお、住所の異動がない方は、届出の必要はありません。

手続きに必要なもの

国民健康保険証/印鑑/学生証の写しまたは在学証明書

就職される方

就職して職場の健康保険に加入された方は、国保の窓口で国保資格喪失手続きが必要です。

職場に健康保険が無い場合

引き続き国保に加入となります。ただし、町外に転出する方、大学などを卒業した方で既に町外に転出している方は、国保資格喪失手続きを行い、改めて転入先市区町村で国保に加入してください。

手続きに必要なもの

健康保険離脱証明書/印鑑/年金証書(※65歳未満で厚生年金を受給している方)/年金手帳(※60歳未満の方)

退職された方

退職して職場の健康保険の資格を喪失された方は、国保の加入手続きが必要になります。ただし、再就職先が確定している、家族の扶養になる、任意継続をされるなどで、間断なく他の健康保険に加入される場合には、国保の加入手続きは不要ありません。

手続きに必要なもの

健康保険離脱証明書/印鑑/年金証書(※65歳未満で厚生年金を受給している方)/年金手帳(※60歳未満の方)

税金

手続きをお忘れなく 軽自動車の廃車・変更は3月中に

町総務課税務係 ☎(255)5921

軽自動車税は、4月1日現在の所有者(名義人)に課税されます。使っていない場合も、廃車の手続きをしない限り、引き続き課税されます。

現在登録されたまま使用していない軽自動車は、4月1日までに廃車の手続きをしてください。

また、町外へ転出した場合は、住所変更等の手続きをお願いします。

軽自動車納税証明書を郵送

口座振替の方や証明書を紛失された方で、車検(継続検査)を受け方には、納税証明書を郵送します。ご希望の方はお知らせください。

原付・小型特殊・町総務課税務係

軽二輪・軽四輪・軽自動車協会長野事務所 ☎(244)4563

小型二輪 .. 長野陸運支局登録課 ☎050(540)2042

育児

「ながの子育て家庭優待パスポート事業」パスポートカードが新しくなります

町住民福祉課 福祉・男女共同参画係 ☎(255)1179

現在お持ちのパスポートカードは3月31日を過ぎたら破棄して、4月1日からは新しいパスポートカードをご利用ください。

現在お持ちのパスポートカードは、有効期限である平成26年3月31日を過ぎると、使用できなくなります。

4月以降に使える新しいパスポートカードを3月下旬に対象家庭へ郵送でお届けします。

古いパスポートカードは3月31日を過ぎたら破棄していただき、4月1日からは新しいパスポートカードをご利用ください。

協賛店も随時募集しています

広告

地元企業の皆様のPRにご利用ください 町ホームページ有料バナー広告を募集

町住民福祉課 国保介護保険係 ☎(255)4214

地域産業の振興と財源確保対策の一つとして、町ホームページに掲載する事業者のみなさまからの有料広告を募集します。

町ホームページは今年度、1月末で約38万ページビュー(ホームページ全体の延べ訪問回数)を記録しており、町内8件、町外8件の掲載実績があります。

掲載場所 信濃町ホームページのトップページ下側

掲載料金は3千円

掲載期間は平成26年4月～6月(最長で平成27年3月まで延長可)

募集締切 平成26年3月10日 詳細は、信濃町ホームページをご覧ください。